

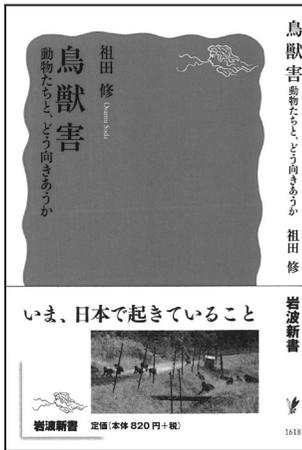
本 棚

後沢 昭範

「鳥獣害」

祖田修著

岩波書店、平成28年8月発行、212ページ、
820円



近年、都市部でも野生鳥獣と人との接点が増え、狸の親子の出没や猿の大捕物等、微笑ましい話、面白話風の報道を目にします。しかし地方に行くと、それどころではありません。

特に中山間地域では、鹿、猪、猿、熊等が田畑を荒らし、時には人をも襲うなど、経済的損失はもとより、日常生活までが脅かされる事態も出ています。

農作物被害だけでも年間200億円に上り、更に、山では鹿による樹木の剥皮被害

で林業が圧迫され、天然林の劣化や、傾斜地の裸地化で土壌や土砂流出の危険まで起きています。

ご紹介の1冊

何故この様な事になったのか。国の施策や現場の対応はどうなっているのか。愛おしくも憎たらしくもなる動物達と、どう向き合うか…。農業経済学者が、自ら田畑を耕す中で、鳥獣と悪戦苦闘しながら、考察して行きます。

著者は京都大学の名誉教授で、農業経済学の分野では著名な研究者です。『コメを考える』、『農学原論』、『食の危機と農の再生』等々、多くの著書があります。

本書は〔1.田園回帰の中の鳥獣たち…害獣化する野生〕、〔2.町中を闊歩する野生鳥獣〕、〔3.農村に跳梁する野生〕、〔4.鳥獣との闘いと苦悩…全国初の捕獲補助金交付の町〕、〔5.人と動物の共存への模索〕、〔6.人は動物と、どう向かい合ってきたか〕、〔7.庶民の食の変容と動物たち〕、〔8.新たな動物観への展望〕、〔9.人と動物、共存の場所…形成均衡の世界へ〕の9章で構成されます。

ことの発端・自らの体験

京都のご自宅に狸の夫婦が現れ、ガラス戸を叩いては餌をねだり、ご夫妻もそれを心待ちにする和やかな日々…、何とも愛おしい動物達…。ここから話は始まります。

公務を退いた著者は、長年の夢だった生活三分（仕事・趣味・研究）の日々に入ります。自宅から数10km離れた中山間地域に古民家と田畑を確保し、週2～3回の“通い農”です。米や野菜を作り、池には魚を放し、自然と共に、山里の穏やかな生活…。

しかし、ここで山の動物達の登場です。鹿や猪は、作る端から食い散らし、踏み倒し、掘り上げ、駆け回り、狼藉の限りを尽くします。池にはサギが居付いて鯉や金魚を狙い、外来のアライグマまで参入します。近くの町では猿軍団が跳梁します。

柵を作り、網を張り、あれこれ対策を講じますが、その都度クリアされ、せっかくの作物も魚も次々と消えて行きます。かつての“愛おしさ”に“憎たらしさ”が重なります。

深刻化・広域化する鳥獣被害

野生鳥獣は1970年頃から増え始め、特に1990年代後半からは急増しています。かなり幅のある推定値ですが、2013年、鹿は194万～646万頭（中央値305万頭）で、20年前の5倍以上に、同じく、猪は74万～132万頭（中央値98万頭）で、3倍ほどに増えています。

かつては鳥害が主でしたが、今は大半が獣害です。ちなみに2014年の被害総額は

191億円。その内訳は、鹿65億円・猪55億円・猿13億円・鳥類38億円…。

特に中山間地域では、鳥獣被害による耕作放棄と、元々の高齢化・農外就業による過疎化との悪循環で、事態は更に進行します。

西洋の動物観・動物は人間のために

動物達とどう向き合うのか…。人間は動物をどう捉えて来たのか…。著者の目は、東西の動物観、自然観へと向けられます。

西洋で根強いのは、“動物は人間のためにある”という考え方です。そもそも『旧約聖書』では、“神に似せて創造された人間と、人間に奉仕すべき動物・植物の位置関係”が明確に示されています。また、17世紀、合理主義哲学の祖・デカルトは“思惟する主体・理性を持つ人間”を絶対優位の存在とし、“動植物を含む自然は単なる物質”として捉えていました。

これらを根底から覆したのは、19世紀に『種の起源』を表したダーウィンですが、“人間・動物同根論”は、当時のキリスト教世界にとっては異端であり、大きな論争を呼び起こしました。しかし、論理的には論破、科学的に立証されても、宗教的背景を以て根付いて来たものは容易に変わりません。

自然保護論の登場・動物の権利

その対局に登場して来たのが“ディープ・エコロジー（Deep Ecology）”です。極端な自然保護論ですが、“野生動物にも人間

と同じ感情があり、その権利を認めるべき”というものです。その代表格は、『動物の解放 (Animal Liberation)』を表した倫理学者・シンガー (Peter Singer プリンストン大学教授) で、“動物の権利”を主張し、それ故に肉食主義者です。動物実験や工場的畜産をも批判します。

勿論、ディーブ・エコロジーにも、硬軟、異なる主張がありますが、何れも経済成長による環境問題の深刻化とともに生まれた思想で、今日、大きな影響力があります。

日本の動物観・生けるもの皆同じ

日本では、6世紀に伝来した仏教が、既存の神道と融合しながら、“不摂生、輪廻転生、放生、供養”といった思想と行為を伴って定着して来たという、独特の歴史があります。むやみな殺生は戒められ、鳥や獣も前世では人だったかも知れず…。様々な供養も、その本質は“許しを請い、祈るもの”です。また、神仏混淆の中で、“生命あるもの全てが、神性や仏性を持つ”という多神教の世界観があり、一神教の世界観とは趣を異にします。

時代は大きく変わりましたが、害をなす鳥獣であっても、いざ、捕殺なり、頭数管理なり、“生命を奪う話”になると、私達の底流にあるものが頭をもたげ、悩むことになります。

家畜との関わり・感謝と祈り

著者の目は家畜にも向けられます。“可愛がって育て→処理して食べてしまう”と

いうプロセス。行為としても、感情としても、あまりにも落差が大きく、矛盾に満ちています。しかし、人間が生きるための避けがたい行為であるのも事実です。

ここで不可欠なのが“自然や動物に対する〈感動と畏敬、そして、詫びの祈り、感謝〉という心のプロセス”です。この自覚があって、初めて、大いなる矛盾が昇華され、生産者も消費者も、真にものを食べることが出来るはずなのです。そして「この自覚が、真に動物や自然を理解し、共存・共生して行く原点となる」と著者は考えます。

怖れながらの管理・形成均衡の世界

生物世界の進化は、動的に見れば、ダーウィンの言う“競争、自然淘汰、適者生存”の概念で描くことが出来ます。同時に、静的に見れば、それぞれの領分を守りながら、その時点での“棲み分け、共存する均衡の世界”が成立しているとも言えます。しかし、これも人間が絡むと、状況は一方的なものとなります。

著者は、「高度な技術と力を持ち、巨大な生産・消費機構を形成した人間と動物の間で成立すべき均衡は、人間の理性と叡智に基づき、自然をトータルに考慮に入れ、自制的に構想され形成された折り合いの場、つまり“形成均衡の世界”でなければならない」と考えます。

模式的には、まず〔人間の生活・生産空間〕と〔野生獣の生活空間〕があり、それらが接近してオーバーラップする部分に、あく

まで人間の都合ですが、〔野生獣の排除空間〕と〔侵入許容空間〕が存在します。

そこに“棲み分け・共存”の均衡点を求め、やむを得ない選択として、謙虚な“怖れながらの管理”が加わることとなります。心優しい著者は、思い悩みながら論を進めます。

そして“形成均衡”の考え方は、「鳥獣害だけでなく、自然総体との間で構想されるべきものであり、人間の自己管理・欲望の管理へと帰結するものである」と締め括ります。今、農業の現場が直面する難問を前に、考えさせられる奥の深い1冊です。

かつては先人達が、人口圧力を背景に、山の獣を追い払い、何代にも亘って開墾し、耕境を押し広げ、押し上げて行きました。しかし、地方の過疎化等を背景に、形勢は逆転し、“山の獣に押し返されている”というのが、今日の中山間地域の姿です。

そう言えば、つい先頃、ある山間集落の出身者から聞きました。“最近は、鳥獣被害も無くなりました。畑には何も作っていません。残る年寄りも、もう僅かです…”

資料箱

「鳥獣被害の現状と対策」

農林水産省 平成28年10月公表

農水省では、深刻化・広域化する鳥獣被害に対処するために「鳥獣対策室」を設け、環境省と連携して、実態の把握と防止対策に取り組んでいます。その全容は、同省の公式サイトに、事項別に掲載されていますが、その「要約版」のご紹介です。

①深刻化・広域化する鳥獣被害

野生鳥獣による農作物の被害額は、近年、200億円前後で推移しており、その7割がシカ、イノシシ、サルによるものです。被害は全国に広がり、北海道を筆頭に、福岡・長野・山形・宮崎…と続き、被害総額1億円以上の道府県は34に上ります。(26年度)

こうなった要因としては、i 鳥獣生息域の拡大、ii 狩猟による捕殺圧の低下、iii 耕作放棄地の増加等が挙げられています。

また、山ではシカによる樹木の剥皮被害が甚大化し、更に、川ではカワウによる鮎等の食害、海ではトドによる漁具の破損等々も報告されています。

②増える野生鳥獣、減る狩猟者

生息個体数は、統計的推定値で、倍・半分の幅がありますが、中央値では、平成25年時点で、ニホンシカ305万頭（この他、北海道のエゾシカ54万頭）、イノシシ98万頭程と見込まれています。

平成元年頃は、どちらも30万頭程度と推定されているので、ここ四半世紀で、イノシシは3倍、ニホンシカに至っては10倍近い激増ぶりということになります。

対して、全国の狩猟免許所持者は、昭和50年52万人→平成25年19万人弱で、ここ40年間で1/3に減っています。しかも、現所持者の7割が60歳以上です。昭和50年当時は、約半数が40歳未満でした。農山村の過疎化・高齢化をそのまま投影しています。

③鳥獣害防止特別措置法等

このような状況に対処するため、平成19年に「鳥獣害防止特別措置法」が制定されました。農水大臣が定める〔被害防止施策基本方針〕に沿って、市町村が〔鳥獣被害防止計画〕を作成し、その実行に際しては、特別交付金や補助事業による支援が行われます。

同計画は、“鳥獣の捕獲、鳥獣被害対策実施隊の設置、エサ場や隠れ場所の除去、侵入防止柵の設置や追い払い、捕獲鳥獣の利活用（ジビエ）”等を内容とします。

現在、計画作成市町村は1,443で、鳥獣被害のある市町村の9割をカバーし、1,073市町村が〔鳥獣被害対策実施隊〕を設置しています。この隊員は“非常勤公務員扱い”です。

また、関連する制度・措置として、「鳥獣保護管理法（環境省）」の狩猟免許・捕獲許可との整合性の確保や「銃刀法（警察庁）」の銃所持許可要件の緩和、また「食品衛生法（厚労省）」の下で野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）提示等の支援策が講じられています。

④鳥獣の捕獲強化対策（平成25年：環境省・農水省策定）

生態系や農林水産業等に深刻な被害を及ぼす野生鳥獣について、抜本的な捕獲強化対策を講じることとし、当面、シカ、イノシシについて、10年後（平成23→35年）までに“生息頭数の半減（シカ328万頭→160万頭、イノシシ97万頭→50万頭）”

を目指します。

このために、捕獲事業の強化（管理のための捕獲事業の制度化、緊急捕獲対策、ICT等捕獲技術の高度化や食肉処理加工施設の整備等）と、捕獲従事者の育成・確保（捕獲事業者認定制度の創設、鳥獣被害対策実施隊の設置促進、射撃場の整備等）を進めています。

⑤ニホンザル被害対策（平成26年：環境省・農水省策定）

ニホンザルについては、これまでの総合的対策（被害防除〈侵入防止柵の設置、追い払い〉＋生息環境管理〈緩衝帯の設置、放任果樹の除去〉＋個体数管理〈捕獲〉）を、もっと効果的な捕獲中心に転換し、10年後に“加害群の半減”を目指します。

特に被害が著しい農地周辺の定着群については、大型の捕獲檻等を使った“全頭除去”に踏み切ります。それだけ被害が深刻ということです。

かつての“減りゆく野生鳥獣の保護”から、“増え過ぎた野生鳥獣の管理・被害の防止”への変化が分かります。詳しくは農水省の公式サイトからご覧下さい。

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/attach/pdf/index-15.pdf>

…鳥獣被害の現状と対策（要約版）

<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/>

…鳥獣被害対策コーナー

資料箱

「平成27年の荒廃農地面積」

農林水産省 平成28年12月公表

農水省では、食料自給率向上対策の一環として、荒廃農地の再生利用を進めようとしています。そのためには、“荒廃農地の荒廃状況、解消状況等の情報”を把握する必要があることから、市町村・農業委員会を通して現地調査等を行い、その結果を公表しています。

①平成27年の荒廃農地面積と動き

全国で約28.4万ha（推計値）。平成20年以降、ほぼ28万ha前後で推移しています。但し、全てが固定しているのではなく、毎年1万ha程が再生利用され、その一方で、新たに同程度の農地が荒廃している結果です。

この内、「再生利用が可能な荒廃農地」が約12.4万ha、「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」が約16.0万haとされます。

②用語の定義

・「荒廃農地」…現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能な農地。

・「再生利用が可能な荒廃農地」…抜根・整地・区画整理・客土等で、通常の農作業によ

る耕作が可能になると見込まれるもの。

・「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」…森林の様相を呈している等、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難なもの、又は周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することが出来ないと見込まれるもの。

③「耕作放棄地」とは

ご紹介の資料とは別ですが、「耕作放棄地」という言葉が、よくメディアに載ります。こちらは農水省が自治体等を通じて5年毎に実施する「農林業センサス」の用語です。“以前耕していた土地で、過去1年以上作物を作付けず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地”と定義されます。

農家による自己申告で、いわゆる主観ベースですが、平成27年の調査では42.3万haに上ります。これが“国内の農地全体の1割！滋賀県の面積（4,017km²）に匹敵！”と報道された数字です。確かに大きな面積です。

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/attach/pdf/index-1.pdf>

…平成27年の荒廃農地面積

http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/pdf/2804_genjo.pdf

…荒廃農地の現状と対策